

規程第 22 号

公益社団法人徳島森林づくり推進機構 地区支部設置規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下「機構」という。）定款第3条に規定する徳島県東部農林水産局、南部総合県民局及び西部総合県民局（以下「県民局等」という。）の各庁舎の管轄区域を単位とした地区支部の設置に関する必要な事項を規定し、適正な運営を行うことを目的とする。

(県民局等との連携)

第2条 機構は、地区支部の設置により県民局等と連携し、県民局等は、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「緑の募金法」という。）第4条に規定する啓発活動等により相互に連携し協力するものとする。

(名称)

第3条 地区支部の名称は、「公益社団法人徳島森林づくり推進機構（名称）地区支部」と称し、それぞれの地区の名称を地区支部の前に冠する。

2 地区の名称及び管轄区域は次のとおりとする。

地区の名称	管 轄 区 域
徳島	徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡の区域
阿南	阿南市、那賀郡の区域
美波	海部郡の区域
吉野川	吉野川市、阿波市の区域
美馬	美馬市、美馬郡の区域
三好	三好市、三好郡の区域

(所在地)

第4条 地区支部は、当該県民局等の担当課内に所在するものとする。ただし、当該地区支部は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する従たる事務所に該当しない。

(地区支部の事業)

第5条 機構は、各地区支部において、地区支部の管轄区域を範囲とした次の事業を行う。

- (1) 定款第5条第1項第3号に規定する緑の募金法第2条第2項に規定する寄付金（以下「緑の募金」という。）活動及び緑化運動の普及啓発事業
- (2) 業務方法書第30条に規定する市町村等緑化交付金事業
- (3) 市町村支部相互の連絡調整
- (4) 市町村支部活動及び、緑の協力員活動の支援
- (5) 森林整備、普及啓発等、機構が地区支部で行うこととした事業
- (6) その他各号の事業に附帯する事業

(地区支部の執行体制)

第6条 機構は、県民局等の担当部局に事務局を置き、次の役職により適正に事業を執行する。

- (1)地区長
- (2)副地区長
- (3)幹事
- (4)地区職員

2 地区長は、地区支部を代表し、管轄区域の支部長の互選で推薦する。

3 副地区長は若干名とし、1名は東部農林水産局長又は総合県民局担当部長をもって充て、この外は管轄区域の支部長の互選で推薦する者とし、地区長を補佐し、地区長に事故あるときは、地区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。

4 幹事は、市町村の担当課及び県民局等の担当部局の職員をもって充て、各所属から推薦されたものとする。

5 地区職員は、当該県民局等の担当部局職員をもって充て、地区支部の事務事業を行う。

6 東部農林水産局長又は総合県民局担当部長は、第1項(1)～(4)の者の推薦等とりまとめ、機構に届けるものとし、各職が替わった場合は、遅滞なく変更し機構に届けるものとする。

(地区委員会)

第7条 地区支部は、地区委員会を開催し、地区支部の重要事項を協議し決定する。

2 委員は、管轄区域内の支部長及び東部農林水産局長、総合県民局担当部長とする。ただし、委員会の円滑な運営を進める上で、委員会で必要と認められた者を委員とすることを妨げない。

3 地区委員会は、地区長が招集し、その議長となる。

4 地区委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。但し、代理人が出席したときは、出席数に参入する。

(委員の任期)

第8条 地区委員会の委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員は、その任期満了後でも後任が選任されるまでは、なおその職務を行う。

3 委員が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第9条 幹事は、地区支部の円滑な運営を図るため幹事会を開催し、次の事項の協議を行う。

- (1)地区委員会の会議に提出する議案
- (2)地区委員会から指示された事項
- (3)その他地区長が必要と認めた事項

2 地区長は、必要に応じ幹事会を開催する。

(事業の実施)

第10条 機構は、理事会で決定する毎年度の事業計画に基づき、第5条に掲げる支部事業及び地区支部について計画を樹立し、地区支部と調整するものとする。

2 地区支部は機構が別に定める実施要綱等に基づき事業を実施しなければならない。

3 機構は事業実施を指示し、地区支部は報告を行わなければならない。

(事務処理)

第 11 条 地区支部の事務処理は、文書の処理を機構文書管理規程（規程第 5 号）、経理処理を機構経理規程（規程第 17 号）によるほか、当該県民局等の決裁規程等に準じて行う。

(監査等の協力)

第 10 条 機構の監事又は会計監査人が地区支部の事業及び事務処理を調査及び監査するときは、地区支部たる県民局等がこれに協力しなければならない。

2 理事長、専務理事又は常務理事が、地区支部事業の執行に関し、調査の必要がある場合は、前項と同様とする。

附 則

1 この規則は、公益社団法人徳島県林業公社と公益社団法人とくしま森とみどりの会の合併が効力を生ずる日から施行する。

2 公益社団法人徳島県林業公社と公益社団法人とくしま森とみどりの会の合併が効力を生ずる日の前に、公益社団法人とくしま森とみどりの会の支部として設置された地区支部は、この規則による地区支部として引き継ぐものとする。